

安房聖苑・長狭地区火葬場残骨灰等処理業務委託契約書（案）

安房郡市広域市町村圏事務組合理事長 石 井 裕（以下発注者という。）と
（以下受注者という。）とは、安房聖苑・長狭地区火葬場（以下「火葬場」という。）から排出される火葬残骨灰等の処理業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 発注者は火葬場から排出される残骨灰等の処理業務を受注者に委託し、受注者は当該委託を受けた残骨灰等の処理業務を安房聖苑・長狭地区火葬場火葬残骨灰等処理業務仕様書の定めるところにより適正に処理するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は契約の翌日から平成31年3月29日までとする。

（業務箇所）

第3条 業務箇所は次のとおりとする。

安房聖苑（南房総市山名345番地）

長狭地区火葬場（鴨川市東町1850番地の17）

（請負金額）

第4条 請負金額は、金 円（消費税含む）とする。

（請負金額の支払）

第5条 前金払いの有無 無

2 部分払いの有無 無

3 発注者は委託業務履行の確認後、受注者の請求により請求のあった日から30日以内に受注者に支払うものとする。

（報告及び実地調査）

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、残骨灰等の処理状況について受注者から報告を求め、又は実地に調査することが出来る。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 受注者はこの契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

2 受注者はこの契約の履行について残骨灰等の処理業務の全部もしくは一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(契約の解除)

第8条 発注者は、受注者が契約条項に違反したとき、又はこの契約を履行する見込がないと認められるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の契約解除により生じた損害については受注者が一切そ責めを負うものとする。

(その他)

第9条 この契約書に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

上記委託について、発注者と受注者は、おのおの対等な立場における合意に基づき、契約条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者 住 所 千葉県館山市北条420番地の4
氏 名 安房郡市広域市町村圏事務組合
理事長 石 井 裕

受注者 住 所
氏 名